

平成20年度事業計画

1 語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）の推進

JETプログラムの一層の活用を促進するため、事業内容の充実を図るとともに、本プログラムの意義・役割に対する地方自治体等の関係者の一層の理解を得られるよう、以下の取組みに特に重点を置くほか、管理費用の縮減等により、効率的な事業運営に努める。

○オリエンテーション及び研修事業

再契約研修を中間研修へ統合することにより効率的な事業運営を図るほか、来日直後オリエンテーション、帰国前研修を開催する。

○日本語講座事業、契約団体受入事業、カウンセリング事業

JET参加者が実用的な会話能力が習得できるよう、前年度の日本語講座中級テキスト改訂に引き続き、日本語講座初級・上級のテキストを改訂するとともに、言語教育コースの定員を拡充する。

また、円滑な受入に資するよう契約団体用マニュアルを作成するとともに、新規契約団体等を対象としたセミナーを開催する。さらに、取りまとめ団体のカウンセリング体制充実のため、担当者研修会を実施する。

○普及広報活動事業

JET参加者数を確保するため、海外広報とともに、地方公共団体への国内広報を重点的に実施する。また、JET経験者の事例集を作成し、地方公共団体との関係強化を推進する。

2 交流の推進

相互理解の基盤となる文化・人的交流の促進とともに、地域の活性化に直接つながる経済的交流促進に対する地方公共団体のニーズが一層高まっている現状に対応し、当協会は国内外の自治体や関係機関とのネットワークや情報を生かしつつ積極的な役割を果たしていく必要がある。また、昨今における厳しい地方財政の状況から、当協会の財政的支援に対する強い期待も引き続き寄せられている。このような状況に対応するため、以下の取組みを行う。

○各種の人的交流事業

海外の自治体幹部職員等を招へいして地方自治の課題等について意見交換を行い、互いの地域の地方自治制度等について理解を深めるとともに、海外の自治体等とのネットワーク構築を推進する。

また、歴史的・地理的にも密接な関係にある日本、中国及び韓国の相互理解と地方政府国際交流機関相互の協力関係を強化するため、輪番制によるシンポジウムを開催するほか、地方公共団体や民間の国際交流団体の職員等が一堂に会して行うワークショップを開催する。

○経済的交流促進に資するセミナー等の開催

経済発展著しいアセアン地域の経済・産業・地方行政を実地に見聞し、現地の進出企業、地方自治関係者等との意見交換等を通して人的ネットワークを構築し、地域経済活性化と交流に資する機会を提供する（アセアン地域交流・体験ミッション事業）。

また、中国主要都市において、観光・物産・企業誘致等の国際会議等における出展に関する地方公共団体への情報提供、当協会借り上げブースのスペース提供、地方公共団体のPRを行う（自治体PR活動サポート事業）。

○姉妹交流等情報収集・発信事業

姉妹交流ライブラリー事業を行うとともに、姉妹自治体交流の更なる活性化を図るため、創意と工夫に富んだ取組みを行っている団体を表彰し、広く全国に紹介する。

○「日仏150周年・日仏自治体交流会議」の充実に向けた取組み

日本とフランスの交流150周年を記念して、フランスで「日仏自治体交流会議」が開催されることを受け、フランスの自治体と姉妹提携等を結ぶ我が国の地方公共団体の積極的な参加促進と支援に努め、日仏両国の更なる友好交流を推進する。

○地域国際化施策支援特別対策事業（国際交流分）

地方公共団体等の厳しい財政状況により、国際交流関係事業費の確保が困難な状況にあることから、地方公共団体・地域国際化協会が行う国際交流事業のうち、特に重要性、必要性の高い事業に対し、財政支援を引き続き実施する。

3 国際協力の促進

地方公共団体の国際協力は、他の国や地域の発展に貢献するとともに、人材や情報の交流を通じて、自らの地域の発展にも資するものであり、当協会としても地方公共団体の国際協力を積極的に支援していく必要がある。また、このような国際協力は、地域国際化協会や地域のNGOと連携・協力して取り組むことが効果的である。こうした点を踏まえつつ、以下の取組みを進める。

○自治体国際協力促進事業（モデル事業）

地方公共団体及び地域国際化協会が行う先駆性、地域特性、住民への事業効果等において優れた国際協力事業（モデル事業）に対し引き続き一定の助成を行う。また、モデル事業の内容をパネル化して各種イベントで展示するとともに、全国に向けて積極的な情報発信を行う。

○自治体職員協力交流事業

海外の自治体職員を日本の自治体が受け入れ、ノウハウ・技術等の研修と交流を行う協力交流事業を推進する。なお、今年度より、新たな取組みとして、研修員の日本語研修を継続的にフォローアップする仕組みの導入や研修報告書の翻訳等を行い地方公共団体の活用促進を図るほか、在住ブラジル人が多く居住する地方公共団体に対して、ブラジル人研修員の受入れを積極的にPRする。

○自治体国際協力専門家派遣事業

卓越した専門的技術や豊富なノウハウ等を持つ地方公共団体職員を海外の自治体等に派遣し、技術指導や交流を通じた相互理解と関係の強化構築を図る。また、海外の自治体が求める技術・ノウハウ等が近年、複雑・多様化していることから、こうした要望に適切に対応していくため、幅広い人材の発掘に努める。

○市民国際プラザの設置・運営

地方公共団体及び地域国際化協会とNGOとの連携・協力による国際協力活動を支援するため、国際協力に関する情報収集・提供・相談を行うほか、創意工夫を凝らした国際協カイベントのブース出展、ワークショップの開催等により、NGOと連携した国際協力事業の重要性をより積極的にPRする。

4 多文化共生の視点に立った地域国際化の支援

我が国に居住する外国人が増加し「多文化共生」の重要性が高まる中、言語、文化、生活習慣が異なる住民に対する生活支援、従前から居住する住民との円滑な日常生活の確保等は地方公共団体が最前線で手探りで進めている現状にあり、経験・情報の共有に対する切実なニーズがある。また、言語翻訳、研修等、個々の自治体に対応するより共同で取り組んだほうが効率的なものも多い。このような現状を踏まえ、地方公共団体や地域国際化協会等の活動を様々な形で支援するとともに、情報共有化の一層の促進を図るため、以下の取組みを推進する。

○多文化共生促進事業

平成18年度に全面改定した「多言語生活情報」について、前年度の6言語に引き続き、未翻訳の残り6言語の翻訳を行うほか、前年度に開発した「外国人住民相談相互支援システム」の運用を開始し、実務に応じた使用例や操作方法等に係る説明会を開催することにより、システムの利用促進を通じた外国人住民に対するサービスの向上を図る。

また、地方公共団体職員等を対象に、在住外国人に関わる諸制度や諸課題について理解を深め、知識の習得、企画・立案・調整能力の向上を図る機会を提供するほか、地域国際化協会が実施する研修会や講演会に講師を派遣するなど、人材育成や事業開催に対する支援を行う。

さらに、外国人向けの災害時対策が緊急課題となっていることを踏まえ、今年度から新たに、昨年7月に発生した新潟県中越沖地震における支援活動の経験をもとに、外国人被災者支援のあり方を検討する委員会を設置し、被災地での支援活動に関する汎用的なマニュアルを策定するとともに、それを地方公共団体等に提供する。また、地方公共団体等からの要望の高かった「災害時多言語情報作成ツール」の利用研修会について、対象を国際関係所属職員だけでなく、防災関係所属職員にまで拡充して開催する。

○地域国際化協会活動支援事業

地域国際化協会の全国組織である「地域国際化協会連絡協議会」の事務局として、引き続き各種会議の開催や情報共有のためのウェブページの運用を通して各協会間の連携及びネットワーク化を進めるとともに、各協会間の情報共有化の一層の促進を図る。

○地域国際化協会等先導的施策支援事業

地域国際化協会及び地域で国際化に資する活動を行う民間組織の実施する先導的な事業への助成を行う。

○地域国際化施策支援特別対策事業（多文化共生分）

多文化共生事業の促進を図るため、地方公共団体・地域国際化協会が行う多文化共生事業のうち、特に重要性、必要性の高い事業に対し、財政支援を引き続き実施する。

5 地域の国際化に対応できる人材の育成

地域の国際化を推進する人材の育成の重要性に鑑み、地方公共団体の多様なニーズに対応した以下のような特色ある研修機会を設ける。また、当協会海外事務所や東京本部での実務経験や語学等の研修も地方公共団体の人材育成の有効な場であることも考慮し、職員の派遣の円滑化に資する適切な措置を講じる。

○国際交流短期研修（CLAIR国際塾）

地方公共団体職員を対象に、語学研修及び海外の自治体の実情について実地に体験できる機会を提供する。なお、今年度より、既存の3カ月間のアメリカコース及びヨーロッパコースに加えて、1カ月間のアメリカコースを新設し、より参加しやすい環境を整える。

○地方公務員海外派遣研修事業

韓国、中国及び東南アジア諸国の各都市の地方行政や地域づくりを実地に見聞し、行政施策の現状やその歴史的背景、住民生活を取り巻く経済社会状況等を理解することにより、自らの自治体の施策推進のための示唆を得るとともに、国際感覚の涵養を図る機会を提供する。

○多文化共生に関する研修（再掲）

在住外国人に関わる諸制度や諸課題について理解を深め、多文化共生社会の進展に対応するための知識の習得、企画・立案・調整能力の向上を図る機会を提供する。

6 国内外の地方行財政に関する調査研究・情報収集及び提供

地方公共団体の政策立案、地方行政に関する制度やその運用の検討に際し、諸外国の実情や制度に関する情報収集・研究の重要性は益々高まっている。また、我が国の地方自治に関する情報を海外に発信し、海外の自治制度の発展に寄与するとともに我が国地方行政に対する理解が深まるように努めることは、我が国の地方自治体にとっても大きな意義がある。このため、当協会海外事務所のネットワークを生かし、地方公共団体等からの調査依頼に対しより質の高い情報を収集・提供するとともに、以下の取組みを行う。

○比較地方自治研究会の設置・運営

諸外国の地方自治制度及びその運用等について専門的かつ継続的な調査研究を行うため、引き続き研究会において、海外専門調査、各国の地方自治関係基本法制の収集・翻訳等を行う。

○地方自治関係冊子の発行等

国内外の地方自治に関する各種出版物の改定を行うほか、地方公共団体にとって関心の高いテーマに係る調査結果については「クリア・レポート」等として取りまとめ、より効率的な形で情報発信を行う。さらに、各海外事務所の担当地域の出来事等について定期的な情報発信を行うなど、国内外の情報交流を一層促進する。

○自治制度及び運用実態情報の海外への紹介に対する支援

諸外国に我が国の自治制度等を紹介するための資料を、引き続き政策研究大学院大学と連携して作成・公表するとともに、同大学内に設置した「比較地方自治研究センター」において、上記作成資料及び諸外国の資料が地方自治関係者に利用されるよう管理・運用を行う。

7 海外事務所の展開・活動

多様化する地方公共団体のニーズに応え、グローバル化時代の地方自治体の海外拠点としての機能をより効果的に担うため、各担当地域の自治体、関係機関等との連携強化を図りつつ、以下の取組みを行う。

○海外活動支援

地方自治関係者が海外で行う調査や視察等の活動に対し、訪問先のあっせん、アポイントメントの取付け、事前の概要説明、資料提供、職員の同行等の活動支援を行う。

○調査研究

地方公共団体等の依頼に応じ、諸制度やその運用状況等に関する調査、情報収集を行う。また、各担当地域の地方自治制度、地域活性化事例等に係る調査研究を主体的に進め、その成果をホームページや各種刊行物等により、広く地方自治関係者に提供する。

○セミナー等の開催

人的ネットワークの形成、交流の促進はもちろん、経済的分野に関わる地方公共団体の施策遂行にも資するよう、各海外事務所の特色や各担当地域の実情に応じたセミナー等を開催する。また、各担当地域に駐在する我が国の地方公共団体職員等の研修、情報交換、ネットワーク形成等を目的としたセミナーを開催する。

○JET経験者との連携促進

JET経験者との活発な交流を通じて人的ネットワークの充実を図ることにより、JETプログラムへの関心を高めるとともに、日本と各国及び地域間の交流推進や日本に対する理解の促進を図る。